

生活習慣病管理料に係る掲示

令和6年6月の診療報酬改定により、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さまは、従来の特定疾患療養管理料から、生活習慣病管理料へと移行いたします。

患者さまには、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した【療養計画書】へ署名をいただく必要がございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、患者さまの状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上長期の投薬を行う場合がございます。

寺尾病院